



宮 崎 県 公 報

平成22年3月31日 (水曜日) 号外 第 25 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、宮崎県税条例の関係する部分について所要の事項を改正することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第26号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(不動産取得税の充当) 第42条の2 知事は、法第73条の2第8項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項 (第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項及び第12項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項並びに第73条の27の9第2項において準用する場合を含む。) 及び第73条の27の5第3項 (第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。) の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。	(不動産取得税の充当) 第42条の2 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項 (第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項及び第12項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項並びに第73条の27の9第2項において準用する場合を含む。) 及び第73条の27の5第3項 (第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。) の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

附則第25項中「 (以下「排出ガス保安基準」という。) 」を削る。

附則第26項、第27項及び第29項中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例) 30 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成22年	附 則 (不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例) 30 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成24年

[略]

33 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第4項で定めるもの(以下「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第5項で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第6項で定めるもの(以下「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第3項で定めるもの(以下「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の省令附則第5条の2第5項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条の2第6項で定めるものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第7項で定めるものをいう。

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第8項で定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第9項で定めるもの(以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第10項で定めるもの

[略]

33 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第11項で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの

出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの

(3) [略]

34 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100分の 110 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第9項で定めるもの(附則第32項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

[略]

35 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100分の 115 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第10項で定めるもの(附則第33項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

36~38 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。)附則第30項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の条例の附則第31項から第34項までの規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(3) [略]

34 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100分の 115 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第14項で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成22年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

[略]

35~37 [略]